

(国立大学法人等債券の払込み)

第十七条 国立大学法人等債券の募集が完了したときは、当該国立大学法人等債券の募集をした国立大学法人等は、遅滞なく、各国立大学法人等債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第十八条 国立大学法人等は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、国立大学法人等債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第十四条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、国立大学法人等の学長（理事長を置く国立大学法人にあっては、理事長）又は機構長がこれに記名押印しなければならない。

(国立大学法人等債券原簿)

第十九条 国立大学法人等は、国立大学法人等債券を発行したときは、主たる事務所に国立大学法人等債券の原簿（次項において「国立大学法人等債券原簿」という。）を備えて置かなければならぬ。

2 国立大学法人等債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 債券の発行の年月日

2 債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、債券の数及び番号）

3 第十四条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

4 元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合）

第二十条 国立大学法人等債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、国立大学法人等は、これに応じなければならない。

(国立大学法人等債券の発行の認可)

第二十一条 国立大学法人等は、法第三十三条第一項又は第二項の規定により国立大学法人等債券の発行の認可を受けようとするときは、国立大学法人等債券の募集日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

1 発行を必要とする理由

2 第十四条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

3 国立大学法人等債券の募集の方法

4 発行に要する費用の概算額

5 第二号に掲げるもののほか、国立大学法人等債券に記載しようとする事項

6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 作成しようとする国立大学法人等債券申込証

二 国立大学法人等債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三 国立大学法人等債券の引受けの見込みを記載した書面

第五章 余裕金の運用

（運用の対象となる有価証券）

第二十二条 法第三十三条の五第二項第一号の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十二号まで及び第十五号に掲げる有価証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの）を除く。）

2 前号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第一項の規定により有価証券とみなされるもの

(投資一任契約)

第二十三条 法第三十三条の五第二項第三号の政令で定める投資一任契約は、国立大学法人等が金融商品取引法第二条第八項第十二号に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものとする。

第六章 部局の長の範囲等

第二十四条 準用通則法第二十六条ただし書の政令で指定する部局の長は、次に掲げる者とする。

一 大学院の教養部の長

二 大学院に附置される研究所の長

三 大学院又は医学部若しくは歯学部に附属する病院の長

四 大学院に附属する図書館の長

五 大学院に置かれる研究科（学校教育法第百条ただし書に規定する組織を含む。）の長

六 準用通則法第二十六条ただし書の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 幼稚園の園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭

二 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師及び養護助教諭

三 高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手

四 特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員

五 幼保連携認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、主幹養護教諭、養護助教諭及び実習助手

六 専修学校的教員

第七章 他の法令の準用

第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条の四第一項

二 大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十二条の三第二項から第四項まで

三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項及び第六条

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十九条の九

八、第二十九条第一項及び第四項、第二十九条の八第一項並びに第二十九条の九

五 渔港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第四項及び第三十九条の五第一項ただし書

六 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）

七 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の四、第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項において準用する場合を含む。）

八 港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）第三十七条第三項及び第四項並びに第三十八条の二第一項、第九項及び第十項

九 道路運送車両法（昭和二十六年法律第一百八十五号）第一百二条第一項

十 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条第一項第一号（同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項、第二项、第九項及び第十项

（同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十二条第五項及び第六項（同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十三条第三項（同法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）

- 三項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第一百二十二条第一項ただし書（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第一百一十五条第一項ただし書（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三百一十五条第一項及び第三百一十六条並びに第三十七条（同法第三百三十六条第一項及び第三项、第三十六条第一項ただし書（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十七条（同法第三百三十五条第一項及び第三项、第三十六条第一項ただし書（同法第三百三十七条（同法第三百三十六条第一項において準用する場合を含む。））、第六十条（同法第六十二条第二項から第四項まで）
- 十三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九条（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）
- 十四 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第十条第二項
- 十五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第一百六十六号）第七十六条
- 十六 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第一百六十七号）第五十条
- 十七 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三条第一項第二号及び第二号の二十八地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十一条第二項、第二十条第二項（同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第二十三条第五項
- 十九 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四十一条
- 二十 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第一百九十一号）第十五条第一項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第一項（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）
- 二十一 河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）第九十五条（同法第一百条第一項において準用する場合を含む。）
- 二十二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第七条第三項及び第八条第八項
- 二十三 都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）第四十二条第二項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の七第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項
- 二十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第四項及び第十三条
- 二十五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十六号）第五十条の三第一項
- 二十六 都市緑地法（昭和四八年法律第七十二号）第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第三十七条第二項
- 二十七 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条第一項第五十条の三第一項
- 二十八 船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第十条
- 二十九 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十一年法律第四十三号）第四十九条第三項
- 三十 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六条第一項第三号
- 三十一 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第十三条
- 三十二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十三条第一項第三号
- 三十三 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第三十六条
- 三十四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条

- 三十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第一百四号）第十二条（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十五条第一項及び第三项、第三十五条第一項及び第三项、第三十六条（同法第三百三十六条第一項及び第三项、第三十六条第一項ただし書（同法第三百三十七条（同法第三百三十六条第一項において準用する場合を含む。））、第六十条（同法第六十二条第二項から第四項まで））及び第六十九条（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十九条（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）並びに第三百一十五条第一項及び第三项、第三十六条第一項ただし書（同法第三百三十七条（同法第三百三十六条第一項において準用する場合を含む。））、第六十条（同法第六十二条第二項から第四項まで））及び第六十九条（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）
- 三十六 小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第一百二号）第二十九条第一項
- 三十七 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第六十二条第二項から第四項まで））及び第六十九条（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）
- 三十八 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）第十六条第一項
- 四十 景観法（平成十六年法律第一百十号）第六十六条第五項及び第六項、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項
- 四十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項
- 四十二 教育基本法（平成十八年法律第一百二十号）第五条第四項及び第十五条第二項
- 四十三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十条第五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号
- 四十四 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第一百二十三号）第二十五条、第七十六条第一項（同法第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（同法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）
- 四十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条及び第十三条第二項
- 四十六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第四十三条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項
- 四十七 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第三十八条第一項及び附則第五条第六項
- 四十八 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条の五、第三条第一項及び第四条の五
- 四十九 診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）第十四条
- 五十 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第二十一条
- 五一 歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）第十七条
- 五十二 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第十二条第一号、第十六条第一号、第二十二条第一号及び第二十八条第一号
- 五十三 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和十三年政令第二百二十六号）第十七条
- 五四 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）第十六条
- 五十五 視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）第十七条
- 五十六 歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号）第九条
- 五十七 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）第八条
- 五十八 柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二号）第九条
- 五十九 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令（平成四年政令第三百四十五号）第二条
- 六十 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）第十二条から第十三条まで
- 六十一 景観法施行令（平成十六年政令第二百九十八号）第二十二条第二号（同令第二十四条において準用する場合を含む。）

		看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第二条主務大臣の表
3	次の表の上欄に掲げる法令の規定については、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人等を準用する。	当該看護師等確保推進者を置く病院の開設者である国立大学法人
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）	種苗法（平成十年法律第八十三号）第六条	国立大学法人等のうち、その業務の内容その他の事情を勘査して文部科学大臣及び農林水産大臣が指定するもの
第一百三十五条第一項	第二項及び第三項、第四十五条第二項及び第三項並びに第五十四条第二項	
国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第四十二条	第二十六条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。 一 國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第二百四十四号）第一条第四項、第六条の三、第七条第一項及び第四項並びに第八条（これらの規定を同法第九条において準用する場合を含む。） 二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第一項並びに第三十一条第一項及び第六項 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十七条第一項 四 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第二百三号）第二十八条の三 五 基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第七条第一号及び第十二条第一号 六 國際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第四条第七項及び第八項並びに第五条第一項 七 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第三条並びに第四条第一項、第二項及び第六項 八 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第十五条第二項第一号 九 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十条並びに第十九条第二項及び第七項から第九項まで 十 知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第三十条 十一 構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第四十三条 一二 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第二百三十五号）第十五条第一項第一号 十三 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第二十五条 十四 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第六十五条 二 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。 医疗法第七条の二第七項	人以外のもの 同項の政令で定める独立行政法人 独立行政法人 独立行政法人通則法 第二条第一項に規定する独立行政法人であつて同条第四項に規定する行政執行法

第五条第一項第一号及び第十条第一項において「土地等」という。) のうち、文部科学大臣が

財務大臣に協議して各国立大学法人等ごとに指定するもの以外のものに関する権利及び義務
一、国立大学法人等の成立の際に旧機関に使用されている物品のうち、文部科学大臣が指定す

二、国立大学法人等の業務に関する権利及び義務

（文書和解の時期）が指定するもの
権利及び承継の時期
去付則第九条第一項に規定する雇用及び義務等は、
四、国立大学法人等の成立の日迄に於て當該

（注）（前記の「法規」は、國立大学法人等が承継する。ただし、國立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する云々）

お従前の例によることとされた国立学校特別会計（以下「旧特別会計」という。）における平成十五年度の収入及び支出に関する事務に係るものにあつては、同年度の決算が完結した時において

（当該国立大学法人等が承継する。権利及び義務の承継の際出資があつたものとされる財産等）

**五
条** 法附則第九条第二項の政令で定める財産は、次に掲げるものとする。
附則第三条第一号の規定により指定された土地等

前号に掲げるもののほか、文部科学大臣が指定するもの
法附則第九条第二項の政令で定める負債は、整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別

云計法（昭和三十九年法律第五十五号）附則第二十一項の規定により旧特別会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとされた繰入金に係る負債とする。

出資の時期) 八条 法附則第九条第一項の規定により各国立大学法人等が国の有する権利及び義務を承継した

同条第一項に規定する金額は政府から当該国立大学法人等に対し出資されることは、その承認の際とときは、ものとする。

評価に関する規定は、準用

この間は、当該国立大学法人又は大學共同利用機関法人による国立大学法人法の一部を改正する
「令和五年法律第八十八号」第一条の規定による改正前の法第三十五条において準用する強

立行政法人通則法第十五条第一項の設立委員」と読み替えるものとする。

独立行政法人国立大学財務・経営センターに対し負担する債務の償還等)
九条 法附則第十二条第一項の規定による債務の負担及び同条第三項の規定による債務の保証に

開し必要な事項は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。
(国有財産の無償使用)

十四条 法附則第十三条第一項の政令で定める国有財産は、国立大学法人等の成立の際現に専ら各機関に使用されている土地等とする。

前項の国有財産については、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十八号）第一条の規定による改正前の法第三十五条において準用する独立行政法人通則法第十四条第

項の規定により指名を受けた学長又は機構長となるべき者が当該国立大学法人等の成立前に申請したときに限り、当該国立大学法人等に対し、無償で使用させることができる。

法附則第十三条第一項の規定により國が國立大學法人等に無償で使用させることができる国有財産及び當該国有財産の使用に関し必要な手續は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

十一條 法附則第十四条第一項の政令で定める期間は、五年（一年の据置期間を含む。）とする。

2 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替え

て準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下この項において「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第十四条第一項の規定による国の貸付金（以下この条において「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

5 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

4 3 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前

三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

5 法附則第十四条第五項の政令で定める場合は、前項（附則第八条第三項において準用する場合

（不動産に関する登記の特例）

第十二条 国立大学法人等が法附則第九条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利についてすべき登記については、国立大学法人等を国とみなして、司法書士

法（昭和二十五年法律第九十七号）第六十八条第一項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第六十三条第一項、不動産登記法（平成十六年法律第一百二十三号）第十六条、第一百六十三条及び第一百七十三条並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第一項

第六号（同令別表の七十三条の項（添付情報欄口を除く。）に係る部分に限る。）及び第二項並びに第十七条第二項の規定を準用する。この場合において、同法第一百六十三条第一項中「遅滞なく、登記義務者の承諾を得て」とあるのは「遅滞なく」と、同令第七条第二項中「命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員」とあるのは「国立大学法人の学長又は大学共同利用機関法人の機構長が指定し、その旨を官報により公告した国立大学法人の役員若しくは職員又は大学共同利

用機関法人の役員若しくは職員」と読み替えるものとする。

（国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置）

第十三条 法附則第十九条の規定により国立大学法人等を国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に規定する又は行政庁とみなして同法の規定を適用する場合に

は、同法第一条第一項中「前条の訴訟」とあるのは「国立大学法人等を当事者又は参加人とする訴訟」と、同条第二項中「行政庁（国に所属するものに限る。第五条 第六条及び第八条において同じ。）の所管し、又は監督する事務に係る前条の訴訟」とあるのは「前項の訴訟」と、「当該行政庁」とあるのは「当該国立大学法人等」と、同法第五条第一項及び第三項並びに第六条中

「行政庁」とあるのは「国立大学法人等」と、同法第八条本文中「第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は前条第三項」とあるのは「第二条第一項若しくは第二項、第五条第一項又は第六条第二項」と、「行政庁」とあるのは「国立大学法人等」とする。

（健康保険法等の適用に関する経過措置）

第十四条 国立大学法人等の成立前に健康保険法（大正十一年法律第七十号）、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十七号）、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第一百四十号）、保健師助

産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四十四号）、医療法、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）、社会教育法（昭和二十四年法律第一百四十九号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、電波法、生活保護法、火薬類取締法（昭和二十五年法律第一百四十九号）、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、

（健康保険法等の適用に関する経過措置）

第十五条 国立大学法人等の成立前に旧機関について国が漁港漁場整備法の規定により漁港管理者にした協議に基づく行為、港湾法の規定により道路管理者とした協議に基づく行為、道路法（昭和二十七年法律第八十号）の規定により道路管理者にした協議に基づく占用、都市公園法（昭和二十七年法律第八十号）の規定により道路管理者にした協議に基づく占用、海岸法の規定により海岸管理者にした協議に基づく占用若しくは行為、下水道法の規定により公共下水道管理者とした協議に基づく占用若しくは行為、河川法の規定により河川管理者とした協議に基づく占用若しくは行為又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）の規定により道路管理者とした協議に基づく占用である、各国立大学法人等の業務に係るものは、当該国立大学法人等の成立後は、それぞれ、当該国立大学法人等が漁港漁場整備法の規定により漁港港湾管理者とした協議に基づく占用、海岸法の規定により海岸管理者にした協議に基づく占用若しくは行為、港湾法の規定により港湾管理者とした協議に基づく占用若しくは行為、道路法の規定により受けた道路管理者の許可に基づく占用、都市公園法の規定により公園管理者とした協議に基づく占用、海岸法の規定により海岸管理者にした協議に基づく占用若しくは行為、下水道法の規定により公共下水道管理者とした協議に基づく占用若しくは行為又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法の規定により受けた道路管理者の許可に基づく占用とみなす。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置）

第十六条 国立大学法人等の成立前に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。同法第二条第二項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。）の規定に基づ

		附則（平成一六年四月二一日政令第一六八号）抄
	（施行期日）	第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。
第一条	（平成一六年九月二九日政令第二九三号）抄	附則（平成一六年九月二九日政令第二九三号）抄
（施行期日）	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第二十三条までの規定は、「改正法」という。の施行の日から施行する。	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第二十三条までの規定は、「改正法」という。の施行の日から施行する。
第一条	（平成一六年一月一七日政令第三五六号）抄	附則（平成一六年一月一七日政令第三五六号）抄
（施行期日）	第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。
第一条	（平成一六年一月一五日政令第三九六号）抄	附則（平成一六年一月一五日政令第三九六号）抄
（施行期日）	第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。）から施行する。	第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。）から施行する。
第一条	（平成一六年十一月十七日政令第三九九号）抄	附則（平成一六年十一月十七日政令第三九九号）抄
（施行期日）	第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。	第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。
第一条	（平成一七年二月一八日政令第二四四号）抄	附則（平成一七年二月一八日政令第二四四号）抄
（施行期日）	第一条 この政令は、景観法附則（平成一七年五月二十五日政令第一八二号）の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。	第一条 この政令は、景観法附則（平成一七年五月二十五日政令第一八二号）の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。
第一条	（平成一七年七月二九日政令第二六二号）抄	附則（平成一七年七月二九日政令第二六二号）抄
（施行期日）	第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。	第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。
第一条	（平成一八年三月二七日政令第三八六号）抄	附則（平成一八年三月二七日政令第三八六号）抄
（施行期日）	第一条 この政令は、公布の日から施行する。	第一条 この政令は、公布の日から施行する。
第一条	（平成一八年一月二十五日政令第一〇号）抄	附則（平成一八年一月二十五日政令第一〇号）抄
（施行期日）	第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
第一条	（平成一八年三月二一日政令第一四三号）抄	附則（平成一八年三月二一日政令第一四三号）抄
（施行期日）	第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
第一条	（平成一六年四月一四日政令第一六四号）抄	附則（平成一六年四月一四日政令第一六四号）抄
（施行期日）	第一条 この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年四月一十三日）から施行する。	第一条 この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年四月一十三日）から施行する。

(施行期日)

1 この政令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年九月三十日）から施行する。

附 則（平成一八年九月二六日政令第三二〇号）

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附 則（平成一八年一月二九日政令第三七一号）抄

この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附 則（平成二〇年七月一八日政令第二三一号）抄

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月三一日政令第三三八号）抄

この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日（平成二十一年十一月四日）から施行する。

附 則（平成二三年七月二二日政令第二二五号）抄

この政令は、法の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

附 則（平成二三年七月二九日政令第二四三号）抄

この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月二十五日）から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日政令第四二七号）抄

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三一日政令第九九号）抄

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日（平成二十三年十一月二十七日）から施行する。

附 則（平成二四年六月一九日政令第一五八号）抄

この政令は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

附 則（平成二四年九月一四日政令第二三五号）抄

この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二五年一月一七日政令第三号）抄

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年一月三〇日政令第二二二号）抄

この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附 則（平成二六年一月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年四月一八日政令第一六四号）抄

この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則（平成二六年四月二五日政令第一七二号）抄

この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附 則（平成二七年一月二九日政令第三七一号）抄

この政令は、平成二七年二月一日から施行する。

附 則（平成二七年一月三〇日政令第二二二号）抄

この政令は、平成二七年三月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月二九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二七年五月一日から施行する。

附 則（平成二七年五月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二七年六月一日から施行する。

附 則（平成二七年六月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二七年七月一日から施行する。

附 則（平成二七年七月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二七年八月一日から施行する。

附 則（平成二七年八月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二七年九月一日から施行する。

附 則（平成二七年九月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二七年十月一日から施行する。

附 則（平成二七年十月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二七年十一月一日から施行する。

附 則（平成二七年十一月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二七年十二月一日から施行する。

附 則（平成二七年十二月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二八年一月一日から施行する。

附 則（平成二八年一月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二八年二月一日から施行する。

附 則（平成二八年二月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二八年三月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年四月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二八年五月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二八年六月一日から施行する。

附 則（平成二八年六月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二八年七月一日から施行する。

附 則（平成二八年七月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二八年八月一日から施行する。

附 則（平成二八年八月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二八年九月一日から施行する。

附 則（平成二八年九月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二八年十月一日から施行する。

附 則（平成二八年十月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二八年十一月一日から施行する。

附 則（平成二八年十一月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二八年十二月一日から施行する。

附 則（平成二八年十二月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二九年一月一日から施行する。

附 則（平成二九年一月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二九年二月一日から施行する。

附 則（平成二九年二月一九日政令第三九号）抄

この政令は、平成二九年三月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。

附 則 (令和元年九月一日政令第九七号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年一月七日政令第一五〇号)

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。

附 則 (令和元年一一月二十五日政令第二〇九号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月一日政令第四〇号)

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律第四条（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則 (令和二年六月二十四日政令第一九八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年九月四日政令第二六八号)

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

附 則 (令和二年一二月二三日政令第三六四号)

(施行期日)
1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

(国立大学法人法施行令及び総合法律支援法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 この政令の施行の日前に国立大学法人等及び日本司法支援センターが行った著作権法第六十七条第一項の裁定の申請、同法第七十八条第四項の請求（プログラムの著作物に係る登録に関するもの）を除く。）及び同法第六条のあつせんの申請に係る手数料の納付については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年一二月二四日政令第三七五号)

(施行期日)
1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則 (令和三年一月二七日政令第一〇号)

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年五月二一日政令第一五六号) 抄

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年七月一日政令第一九一号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

附 則 (令和三年九月九日政令第二五九号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

附 則 (令和四年七月二九日政令第一六二号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則 (令和四年十二月五日) から施行する。

附 則 (令和四年一〇月二八日政令第三三五号)

この政令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

附 則 (令和四年一二月二三日政令第三九三号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

附 則 (令和五年九月一〇日政令第三五号) 抄

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年九月一三日政令第二一八〇号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則 (令和五年一〇月一八日政令第三〇四号)

この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則 (令和五年一二月一〇日政令第三六二号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和六年二月二六日政令第四一号)

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年四月一九日政令第一七二号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。